

越谷市住まい・まちづくり大学の修了式では17名に修了証が授与されました。

住まい・まちづくりの担い手育成を目指した市民のための「住まい・まちづくり大学」は昨年10月6日に開校し、毎週火曜日の夜7時から90分の講座を8週にわたって行いました。

講座の最終過程で行われたワークショップでは、受講生が4グループに分かれて、越谷市の住まい・まちづくりの課題を抽出し研究しました。この成果をシンポジウムで発表していただいたところ、

レベルの高いプレゼンテーションに参加者の皆さんはたいへん感心し、第2期生、3期生と続けて養成していく欲しいという要望が寄せられました。

講座への延べ参加者数は189名、このうち17名に、2月9日学長の岸井隆幸先生(日本大学理工学部教授)より修了証が授与されました。まちづくりの担い手として優秀な人材を発掘することができました。



発行された修了証と人材バンク登録カード。修了生は、今後住まい・まちづくりのサポートー、リーダー、派遣講師などとして地域で活躍していただきます。

●文教大学の地域フォーラムを当協議会が後援。



空き家・空き室を活用する「新・福祉住宅事業」研究の過程で、文教大学の社会福祉士を目指す学生が、コミュニティワークの一環として調査活動に参加してくれました。2月2日、文教大学ではその成果を発表する地域フォーラム「共助社会における居場所づくりと住まい方」を開催し、当協議会はこれを後援しました。

●事業報告会(公開プレゼン)が終了しました。



24年8月スタートした当協議会の提案事業は全行程完了しました。2月20日には13団体を集め、埼玉県の報告会(公開プレゼンテーション)が行われ、当協議会からも代表・事務局の3名が出席しました。予想以上の成果をおさめることができましたことを、関係各位にご報告・御礼申し上げますとともに、今後もご協力をお願いいたします。

※この事業は埼玉県共助社会づくり支援事業(新しい公共支援事業)として実施しています。

2013
SPRING
Koshi-machi news
Vol.2

【越谷市住まい・まちづくり協議会】ニュース 第2号……平成25年2月
こし-まち だより

■編集・発行 越谷市住まい・まちづくり協議会 ■事務局 埼玉県越谷市宮本町2-185-12 TEL.048-965-5358 FAX.048-966-7066

2月9日「住まい・まちづくりシンポジウム」開催。

越谷市住まい・まちづくり協議会では、昨年8月から今年2月まで実施した共助社会づくり支援事業の成果発表と、それによって見えてきた今後の課題、そして協議会の進むべき姿を内外に発信するため、2月9日(土)越谷市市民活動支援センター活動室にて「住まい・まちづくりシンポジウム」を開催しました。

越谷市住まい・まちづくり協議会では、平成24年度埼玉県共助社会づくり支援事業(新しい公共支援事業)の補助を受け「住まい・まちづくり分野の協働ネットワーク構築と人材育成、及び居住福祉推進事業」を行ってきました。

2月9日に、これまでの成果発表と住まい・まちづくり大学の修了式※詳細4面を兼ねて、シンポジウムを開催し事業の総括をしました。参加者61名(受講生18名、市民10名、行政11名、大学4名、関係団体11名、関係者5名、その他2名)。

前半の事業報告とまちづくり大学受講生の成果発表をうけて、後半は「共助社会の住まい・まちづくり～越谷市における公民学の連携と地域資源の活用～」をテーマにパネルディスカッションが行われました。コーディネーターは、住まい・まちづくり大学の講師も務めていた日本大学



理工学部の根上彰生教授。パネラーには「学」の立場から同じく日本大学:宇於崎勝也准教授と岡田智秀准教授、「公」の立場から越谷市都市整備部:横溝勉部長、「民」の立場から越谷市住まい・まちづくり協議会:若色欣爾委員長に参画いただいて、公(行政)、民(企業・団体・市民)、学(大学・専門家等)それぞれの役割が互いに見えているのか? 越谷市ならではの資質・資源を活かしたまちづくりとは?など「住まいとまちづくり、越谷市のこれから」を語っていただきました。

また、越谷の地域資源として、「市内に数多く点在する良好な住宅地」「首都圏にあって類をみない面積の農地、田園風景」「33万人という人口が支える市民と、住宅産業などまちづくりの一端を担う事業者」などが挙げられ、今後の景観まちづくりに向けて、住宅都市・越谷ならではの方向性が見え、短時間ながら端的な総括をすることができました。



越谷市景観計画(素案)が公表されました。

行政・住民・事業者の協働で進める景観まちづくり

平成23年から策定が進められてきた越谷市景観計画は平成25年1月に都市計画審議会から賛成の答申がありました。これを受けて、3月の定例市議会で景観条例(案)が提出されます。

この越谷市景観計画の特徴はサブタイトルの「新しい魅力と歴史ある水郷こしがやの景観づくり」に表れている、水郷こしがやの景観づくりです。

もう一つの特徴は、東京のベットタウンとして開発されてきた越谷市には多くの住宅地があり、この住宅地を景観資源と捉え、みどり豊かな環境で安心安全に暮らすことができるようする「景観まちづくり」です。これに関しては、越谷市景観計画第7章3の「市民が主体となった身近な景観まちづくりの推進」に書かれている、景観まちづくり宣言と景観まちづくり団体の制度があります。

さらに、景観協定の活用、市民の景観まちづくりの支援、景観整備機構の指定等のきめ細かい施策により「地区レベルの身近な景観まちづくりの推進」を目指しています。

越谷市住まい・まちづくりセンターも景観整備機構の指定を受け、景観まちづくりを支援する予定です。

【景観まちづくり】とは

景観まちづくりとは、わがまちの景観を地域共有の貴重な資産として次世代に引き継いでいくために行われる様々な取り組みです。ひとりでも多くの人が、景観まちづくりに関心を持ち、主体的に関わるようになることが、魅力的な景観をつくり、守り、育てていくためには欠かせません。

越谷市景観計画の特長をご紹介します。(以下、越谷市計画案より)

(1)市民の景観まちづくりの推進

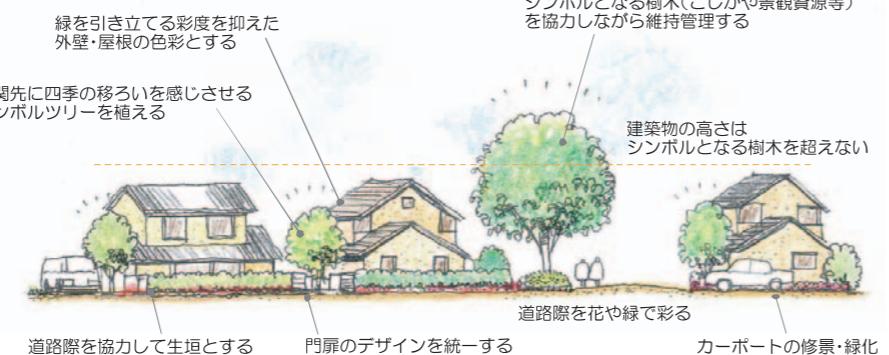
①景観まちづくり宣言

市民が取り組みやすい景観まちづくりを推進するために、市民や事業者が地域の景観形成に貢献する具体的な活動を表明し、市長がその取り組みを「景観まちづくり宣言」として認定していくものとします。

景観まちづくり宣言は、一定のまとまりのある地域の住民等による身近な景観まちづくりだけでなく、市民の自由な発意による活動も促進していくものとします。

《取り組みの例》

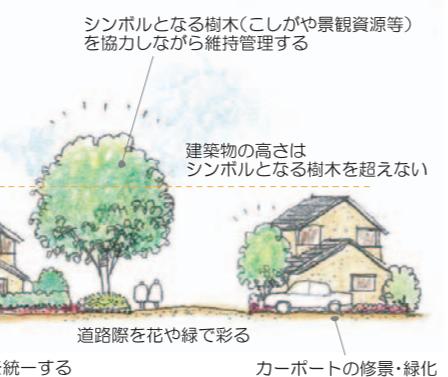
- ◆近隣との協力による生垣づくりや玄関周りのしつらえの統一
- ◆近隣との協力による建築物の色彩の調和
- ◆こしがや景観資源などの維持管理活動



②景観まちづくり団体



▼景観まちづくり宣言のイメージ



(2)地区レベルの身近な景観まちづくりの推進

①景観協定制度の活用

土地所有者等の全員の合意によって、地域住民自らが地域の実情に応じたきめ細やかなルールを取り決めることが可能な制度である景観法に基づく景観協定の締結に努めます。

また、建築協定や緑地協定についても、景観に配慮した視点からの運用に努めます。

《取り組みの例》

- ◆身近な景観まちづくりのルールづくり
- ◆景観まちづくり地区の指定に向けた取り組み

への取り組みが、いよいよ本格的に始まります。

③地区レベルの景観まちづくりの推進方策についての検討

身近な生活空間単位の景観まちづくりを推進するために、都市計画マスタープランの地区別の計画などに対応した、地区レベルの景観まちづくりの推進方策について検討します。

(3)市民の景観まちづくりの支援

市民の身近な景観まちづくりの取り組みや活動の支援に努めます。

このために、技術的な支援や必要な調整、経費的な助成などの支援方策や、地区的景観まちづくりなどに対する専門家の派遣などの仕組みを検討します。

《取り組みの例》

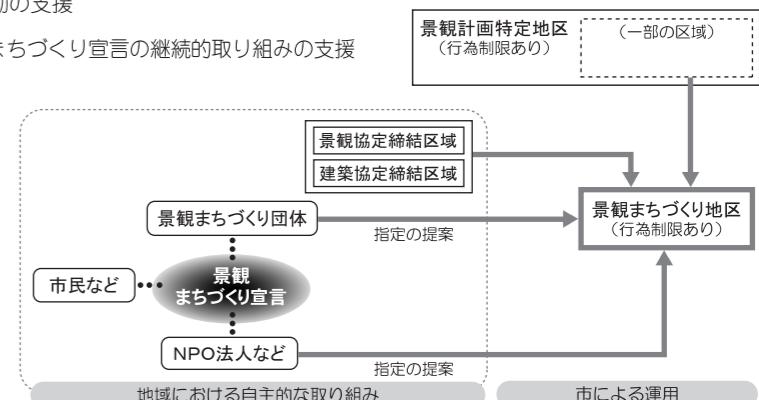
- ◆景観まちづくり団体による景観形成に資する活動の支援
- ◆景観まちづくり宣言の継続的取り組みの支援

(4)景観整備機構の指定

民間団体や市民による自発的な景観の保全・整備の一層の推進を図るために、景観の保全や整備等に関する一定の能力を有する一般社団法人・一般財団法人やNPO法人を良好な景観形成を担う主体として、景観法に基づく景観整備機構に指定するものとします。

景観整備機構は、市民、団体の間の情報交換や多様な主体による活動の支援など、景観まちづくり活動を支援・促進するための主体となることが期待されます。

▼景観まちづくりの推進のイメージ



NPO法人 越谷市住まい・まちづくりセンターは、埼玉県より「景観整備機構」の指定を受けました。

景観整備機構とは、景観法92条に基づき、民間の自発的な景観の保全・整備活動を支援するための制度で、一定の景観の保全・整備能力を有する公益法人又はNPOについて、景観行政団体がこれを指定し、良好な景観形成を担う主体として位置付けるものです。平成24年8月1日現在、社団法人やNPO法人など全国で延べ90法人が指定されています。(国土交通省発表)

景観整備機構は、良好な景観の形成に関する事業を行う者に対し、アドバイザーの派遣、情報の提供、相談その他の援助を行うことや、景観重要建造物又は景観重要樹

木の管理などの業務を行うことができます。

NPO法人越谷市住まい・まちづくりセンターは平成24年12月21日付で、埼玉県より景観整備機構の指定を受けました。今後は、主に以下の業務を行います。

- ◎良好な景観の育成に関する業務を行う者に対する当該業務に関する知識を有する者の派遣、情報提供、相談その他の支援
- ◎良好な景観の育成に関する調査研究
- ◎その他良好な景観の育成を促進するために必要な業務